

第三十四條 本組合本部は總同盟本部に屬する割當額を支拂ふ義務あるものとす

第三十五条 本組合の事業費は總て組合本部より支出す

第三十六条 本組合會計は毎年大會に於て決算を公表し大會の承認を経る事な

第三十七条 本組合の資産は次の二項目よりなる

一、組合本部の所有に属する財産及其の事業及財産より生ずる收入は組合本部に屬す

二、支部の所有に属する財産及其の事

業及財産より生ずる收入は支部に屬す
但し本部及支部の財産管理に關する規定は別に之を定む

第三十八條 本組合は組合長の推薦に依り顧問若干名を置く事な

第三十九條 本組合各支部は組合規約に基き支部規約を規定すへし

但し組合長の承認ある事な

第四十条 本組合本部に關する事項は別に細則を以て之を規定す

第四十一条 本組合規約は昭和九年十月一日より之を實施す

日本労働セメント組合 門司支部規約

第一章 総則

第一條 本支部ハ日本労働總同盟組合セメント労働組合門司支部ト稱シ淺野セメント株式會社門司工場ノ從業員ヲ以テ組合ス

第二條 本支部ハ日本労働總同盟組合並ニ主張ニ基キ支部員ノ福利ノ増進地位ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トフ

第三條 本支部ハ前條ノ目的ヲ達セん爲メ組合規約第六條ニ基キ左ノ部門ヲ置ク

一、事業部 二、爭議統制部 三、調査部 四、組織部 五、共済部 六、教育出版部 七、政治部 八、青年部 九、婦人部 第二章 権利義務

一、組合員ノ資格 二、支部加入及脱退 三、支部員ノ権利義務 四、賞罰

第五條 本支部ニ左ノ機關ヲ置ク

(一) 支部總會 (二) 幹事會 一、支部總會ハ支部全員ヲ以テ組織シ

年一向以上支部長之ヲ召集ス
二、幹事會ハ支部長、幹事長、幹事、

三名 正副旗手各一名

(イ) 支部長ハ支部總會ニ於テ選出し、本

支部ヲ代表シ、支部一切ノ事務ヲ統理シ其ノ責ニ任ス

(ロ) 副支部長並ニ幹事長ハ支部總會ニ於テ選出し、支部長ヲ補充ハ會務ヲ處理シ、支部長不在ノ時ハ之ヲ代理スルモノトス

(ハ) 會計ハ支部總會ニ於テ選出し、支部會計ヲ司ルモノトス

(ホ) 會計監査役ハ支部幹事以外ノ支部員中ヨリ選出し、支部會計ヲ監査スルモノトス

(ヘ) 正副旗手ハ機械臂等年支部員中ヨリ總會ニ於テ支部長之ヲ選任ス

(二) 本部評議員ハ幹事會ニテ互選スルモノトス

第六條 幹事ノ任期ハ各一ヶ月年トス、補充、増員ヲ要スルトキハ幹事會ニテ選出シ、任期ハ次期總會迄トス

第七條 支部員ニシテ役員ニ選出セラレタル時ハ之ヲ拒ム事ヲ得ズ但シ止ムヲ

得ナル時ハ幹事會ノ決議ニ依リ承認スル事アリマサ

第八條 本支部員ニシテ會社ヨリ解雇ヲ申シ渡セシタル時ハ勿論轉職ヲ命シテタルモノ自己ヨリ會社ヲ退職セントキヘ幹事會ニ報告シ其ノ決定ニ依ツテ行動スルモノトス

第九條 本支部員ハ入会金五十錢ヲ本部ニ納入スルモノトス(納入期間ハ毎月々末トス)

第十條 本支部員ハ組合費トシテ一ヶ月男子ハ金五十錢女子ハ金三十錢ヲ納入スルモノトス

第十一條 本支部費ハ組合費ヨリ本部費ヲ接続シタル金ヲ以テ之ニアツク剩餘金ハ勞働銀行ニ預入シ若シクハ郵便貯金トス

第十二條 支部會計ハ毎月組合本部發納入時時支部會計簿並ニ月次決算表ヲ本部會計ニ提示シ其ノ開會證ヲ受ケルモノトス

第十三條 本支部會計ハ毎年總會ニ於テ其ノ決算ヲ公表シ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第十四條 要求提出等ノ場合ハ、事前に本部ノ承認ヲ得ルモノトス

第十五條 第五章 事務規定

第十六條 本支部ハ左ノ物品及帳簿ヲ保管スルモノトス

第一項、支部旗 二、據出金原ノ印 三、本組合規約一切 四、支部役員名簿

六、請事錄 七、支部歴史及本部ノ通牒書類ノ一切

第十七條 支部會計ハ、第十五條第二項ノ帳簿ヲ保管スルモノトス

第十八條 一切ノ須金ハ本支部長名義ヲ以テシ、印ハ支部長ノ印ヲ以シテス

第十九條 本規約ハ昭和九年十月一日ヨリ實施ス

第二十條 本規約ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ變更スルヲ得ズ